

書籍付属 DVD 映像の著作者と著作権者（てんかん症例 DVD 事件）

【文 献 種 別】 判決／知的財産高等裁判所

【裁判年月日】 令和 6 年 3 月 28 日

【事 件 番 号】 令和 5 年（ネ）第 10093 号

【事 件 名】 損害賠償請求控訴事件

【裁 判 結 果】 原判決変更

【参 照 法 令】 著作権法 2 条 1 項 10 号・16 条・29 条 1 項

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573481

国士舘大学教授 本山雅弘

事実の概要

本件はてんかん症例に関するアニメーション映像（本件映像）の利用をめぐる紛争である。

出版社の Y（被告、被控訴人）は、医師の Z が執筆した、てんかん症状の解説書（本件書籍）を出版した。本件書籍の付属物が Z の企画に係る本件映像の DVD（本件 DVD）である。本件映像の制作は、Y がこれを映像制作業の X（原告、控訴人）に委託し（制作委託契約）、Z の関与のもとで行われた。X は Z の最終確認を経て本件映像を Y に納品し、Y は X に制作費（約 411 万円）を支払った。その後 Y が本件映像の一部を動画共有サイトに公開したところ、X が、Y の行為は本件映像に関する X の著作権（公衆送信権）および著作人格権（氏名表示権）を侵害する旨主張し、Y に対し損害賠償を請求した。

争点は多岐にわたるが、本解説が注目するのは、①本件映像の著作者（映画著作者：著 16 条）、および、②本件映像の映画製作者（著 2 条 1 項 10 号）の解釈をめぐる争点である。2 点に注目する理由は、裁判所の判断が、他の争点と異なり、原審（東京地判令 5・8・30）と控訴審の間で相違するからである。なお、本件映像は本件書籍に解説された 13 症例（てんかん発作）に関する個別のアニメーション映像から構成され、その再生順序は、Z 執筆による本件書籍の解説順序に準拠している。本件映像の映画著作物性も争点であったが、両審はいずれも、映画著作物性を肯定している。

原審は、①映画著作者の争点に関し、「X は…彩色、撮影、音響及び編集の各作業を自ら行った」と述べ、X を「監督、演出、美術等を担当」した

映画著作者と認めるとともに、「Z は、本件映像の制作に当たり、…一貫したコンセプトに基づいて、X に対し、…指示し、最終的に制作された本件映像が完成したか否かの判断をしていた」と述べ、Z を「制作を担当」した映画著作者（共同著作者）と認めた。他方で、②映画製作者の争点に関し、原審は、本件映像（が付属する本件書籍）を「期待したとおりに販売できるか否かのリスク」を負担したのは、本件書籍の購入先を確保し映像制作費の自己負担も想定した Z のみであるとして、Z を映画製作者と認めた。結局原審は、X に本件映像の共同著作者として著作者人格権の帰属を認め、氏名表示権の侵害に関し 55 万円の損害金の限度で X 請求を認容する一方で、本件映像の著作権は法定帰属（著 29 条 1 項）により Z に帰属するとして、公衆送信権に基づく X 請求を排斥した。

X はこれに控訴し、Z の本件映像の制作への関与はごく一部にすぎない旨を述べて、X が単独の著作者である旨を主張し、また映画製作者の解釈に関しても、本件映像の制作につき進行管理と完成責任を負い制作スタッフに経費を支払うリスクを負っていた X が映画製作者であるとして、本件映像の著作権の X への法定帰属を主張した。

判決の要旨

本件控訴審は、Z を映画著作者と認めた原審判断を改め、X を単独の映画著作者と認める一方で（下記判旨 1）、Z を映画製作者と認めた原審判断を改め、Y を映画製作者と認め（下記判旨 2）、本件映像の映画著作権が Y に法定帰属するものと解した。結局本件控訴審は、X に単独で帰属する著

作者人格権（氏名表示権）の侵害に関して、原判決を変更して 88 万円の損害金の限度で X の請求を認容した。

1 本件映像の「映画の著作者」

(1) X の肯定

「X は、本件映像の制作に当たり、絵コンテ、レイアウト、背景、原画及び動画の各作成並びに彩色、撮影、音響及び編集の各作業を自ら行い、又はその一部を他の業者に委託した上で、これらの業者に対する指示を行っている。そして、本件映像に描写されている人物の体格、人相、着衣、発作前後の動作、所在する場所、背景となる造作や家具、人物を捉える方向や画角については、…これらの創作的な表現は、X の上記各作業によって作出されたものといえる。」

(2) Z の否定

「Z は、X がアニメーション映像の作成に係る作業を行うに際し、症例に適した人物の性別や年齢を伝えたり、発作を表現するに際して人物を描写するのにふさわしい方向を伝えたりするなどしたが、…Z が多数の症例について、てんかん発作の動きや介助者の関与に関する動きの描写、人物の表情や背景の描写等に関する個別具体的な指示を X に伝えたとは認められない。」「Z の関与は、全体として見れば、X に対するてんかんに関する情報提供や、本件映像を医学的に誤りのない内容にするための確認がほとんどであり、それらは本件映像の制作を監修する立場からの助言若しくはアイデアの提供というべきものであって、本件映像の具体的表現を創作したものとは認められず、Z が本件映像の制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与したとはいえない。」「また、本件映像で取り上げられた症例及びその再生順序を決定したことについては、…本件書籍に準拠して上記決定をしたにすぎず、上記決定をしたことをもって、Z が本件映像の全体的形成に創作的に寄与したと認められることにもならないというべきである。」

2 本件映像（映画の著作物）の「映画製作者」

(1) 「映画製作者」の解釈

『映画製作者』とは、映画の著作物を製作する意思を有し、同著作物の製作に関する法律上の権利義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者のことであると解するのが相

当である。」

(2) Y の肯定および Z の否定

「本件 DVD を付属物とした本件書籍を出版したのは Y である。また、X との間で本件映像の制作に関する委託契約を締結したのは Y であり、このことからすれば、X に対して、上記委託契約の対価を支払う義務を負っていた者は Y であったと認められる。」「Z は、自ら営業活動を行うなどして、製薬会社等からの本件書籍の購入約束を取り付け、これにより、控訴人に対して支払うべき上記委託契約の対価を含め、本件書籍の出版に要する費用を調達している。」「しかし、Y と Z との間で、Z が本件書籍の出版に必要な費用…を調達するに足りるだけの購入先を確保できない事態が生じた場合に、Z が不足分の費用を負担するとの合意が成立したと認めるに足りる証拠はない。」「そうすると、上記のような事態が生じた場合には、本件書籍を出版し、X との間で本件映像の制作に関する委託契約を締結してその対価を X に支払う法的義務を負ったと認められる Y が、最終的に不足分の費用を負担すべき立場にあったと認められる。」

(3) X の否定

「X は、Y との間で…制作に関する委託契約を締結し…Y に対する対価請求権を取得した。」「X は、…業務の一部を他の業者に行わせており、これらの業者に対して費用を支払う義務を負ったが、この費用についても、上記委託契約に基づき、Y に対して請求することが可能であったのであり、実際に…上記委託契約の対価を受領した。」「本件書籍の出版に必要な費用を調達するに足りるだけの購入先を確保できない事態が生じた場合に…X が損失を被る立場にあったとは認められない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本事案の特色は、紛争対象である本件映像が、その制作に医学的な知見を不可欠と解される医療・症例に関する映像であり、また、本件映像の制作費の調達が、本件映像の利用前（本件 DVD の販売前）に、本件書籍の購入先の確保により実質的に完了した点に認められる。そして本判決が興味を引く点は、上記の特色に対応するかのように本件映像の映画著作者と映画製作者とをいずれも Z（医学的な知見の保有者、本件書籍の購入先の確

保者)に肯定した原審判断を改め、これをいづれも否定した点である。本判決は、原審判決と相まって、映画著作者および映画製作者の解釈に関して、有益な考察素材を提供し、当該解釈に関する先例を加える点に意義がある。

二 本件映像の「映画の著作者」

1 映像表現の具体的作出の観点からの検討

著作権法 16 条は映画の著作者について、映画に利用された著作物の著作者を除いた上で、映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者としている。映画著作物の創作に関与する者のうち、その「全体的形成への創作的寄与」を行う者のみが映画著作者となる。映画著作者の解釈では、この「全体的形成への創作的寄与」の意味が問われる。

本件判旨 1 (1) は、X の関与について、「…彩色、撮影、音響及び編集の各作業を自ら行…っている。…本件映像に描写されている…創作的な表現は、X の…作業によって作出された」と述べ、映像表現の具体的作出の観点から、X に「全体的形成への創作的寄与」(映画著作者)を肯定したものと解される。また本件判旨 1 (2) が Z の映画著作者を否定するのも、同様の観点からの考察と解される。同判旨は、Z が本件映像の各種の「描写」に関し「個別具体的な指示を X に伝えたと認められない」、「Z の関与は…本件映像の具体的表現を創作したものとは認められず」と述べ、映像表現の具体的作出の観点から、Z の創作的寄与の有無を検討し、これを否定している。

本件判旨 1 (2) が、13 症例の Z による選択・再生順序の決定の事実によっても、Z の映画著作者を肯定し得ないと判断したことは、結論において妥当だろう。当該 13 症例の選択・再生順序は、仮にその創作的要素を肯定し得ても、本件書籍に準拠するものであるから、法 16 条との関係で整理すれば、本件映像の原著作物の著作者(クラシカル・オーサー)の創作に係るものとなる。そして 16 条は原著作物の著作者を映画著作者から排除するのだから、当該 13 症例の選択・再生順序の創作的要素は、本件映像との関係で、Z にクラシカル・オーサーを根拠づけ得ても、映画著作者(モダン・オーサー)を根拠づける事情にはならないだろう。

2 本件映像の「制作を担当」の観点からの検討

もっとも、Z に映画著作者を否定する本件判旨

1 (2) には、Z に本件映像の「制作を担当」の観点から映画著作者(全体的形成への創作的寄与)を肯定した原審判断との関係で、それを打ち消すに足る検討がみられない点は疑問である。

法 16 条の法文は、映画著作者の該当例の職種として監督、制作等を列挙する。「監督」が映画の映像表現の具体的作出を行う職種であると理解するならば、それと異なる「制作」者を列挙する法 16 条の法意は、映像表現の具体的作出には直接関与しないが、なお映画の全体的形成に創作的に関与する「制作者」が存在し得ることを前提に、そのような関与者にも映画著作者を肯定する点にあると解されよう。

法 16 条に関する立法資料も映画著作者の特定について、映画製作への創作的関与者の「職名によって抽象的に定めることは困難」としつつも、監督と制作者(プロデューサー)については、映画著作者の典型例と解しており、とくに制作者については、「映画製作の全体を企画指揮する者」と述べ、映像表現の具体的作出による関与とは異なる観点から、これを説明している¹⁾。

これに照らすと、法 16 条の映画著作者に該当し得る制作者(プロデューサー)とは、同条の立法趣旨としても、「映画製作の全体を企画指揮する者」として、映像表現の具体的作出に直接関与する「監督」とは異なる観点から、映画著作者になり得る者と解すべきことになろう²⁾。

すると本件判旨が、Z に映画著作者を否定するにあたり、映像表現の具体的作出の観点からの考察にとどめ、原審判決が示した制作者(「制作を担当」)の観点からの考察を欠いている点は、明確さを欠くものというべきだろう。

原審判決が Z に映画著作者を肯定した判断は、本件判旨とは、双方の評価観点が異なるゆえ、依然として両立可能である。ところが、Z の映画著作者の成否に関する判断相違は、X の著作者人格権の保有状態を左右(共同著作者または単独著作者)し、判決の損害額にも影響すると思われる。すると制作者の観点からの否定理由が明確でない本件判旨は、原判決を損害額において変更した結論との関係で、その理由が明瞭でないと考えられよう。

三 本件映像の「映画製作者」

著作権法 29 条 1 項は、映画著作物の著作権が、映画著作物の製作に発意と責任を有する映画製作

者（著2条1項10号）に法的帰属する旨を定めている。映画著作権の帰属をめぐる紛争では、この「映画製作者」の意味が問われる。

本件判旨2(1)が示す映画製作者の解釈基準は、「映画製作に関する法律上の権利・義務の主体」として「映画製作に関する経済的な収入・支出の主体」というものである。この基準は、東京地判平17・3・15判時1894号110頁〔グッバイ・キャロル〕に示され、原審判決を含めその後の裁判例にも踏襲されている（前掲注2）〔グッバイ・キャロル〕控訴審、知財高判平24・10・25〔テレビCM原版〕。学説も同旨を説き³⁾、立法趣旨⁴⁾にも即した解釈論と解される。もっとも、映画製作には多様な関与の仕方があり得るから、一概に権利・義務の主体といっても当該基準には曖昧さが残り、また一概に経済的な収入・支出の主体といっても、同様の問題が残るところである。要するに、映画製作に関する「経済的な収入・支出の主体」のより具体的な意味が問題となる。

この問題に関し、結局のところ、原審も控訴審も、制作費の調達手段である本件書籍に関し、「期待したとおりに販売できるか否かのリスク」（原審）、「費用を調達するに足りるだけの購入先を確保できない事態」（控訴審）という、「制作費用の調達不調のリスク」の負担の有無を、映画製作者の具体的な基準とするものと解される。

まず本件判旨2(3)は、Yとの制作委託契約の履行として制作費用を一時的に負担しても、同契約の対価の支払いを受けるXについて、当該基準の「負担」を否定している。Xのような制作受託者は、その制作費用の回収リスクを制作委託契約上の請求権として解消し得るから、そもそも「制作費用の調達不調のリスク」の負担を欠き、法定帰属の必要を欠くであろう。

他方で、原審が「負担」を実質的に捉え、書籍購入先を確保して実質的に制作費の調達不調リスクを解消したのはZのみであるとして、Zに映画製作者を肯定したのに対し、本件判旨2(2)は「負担」を法的義務の意味に捉え、制作費用の調達不調のリスクを法的に負担したのはYのみであるとして、Yに映画製作者を肯定した。

原審および本件判旨の考え方によれば、いずれにせよ、専ら制作費用の調達（支払い）の側面に注目し、制作費用の自己負担者（実質的／原審、法的／控訴審）に、法定帰属を肯定することになる。

この考え方によれば、制作費用の単なる出資者にも法定帰属を肯定することになると解されるが、それに対してはつぎのような難点を指摘できる。

①まず、出資者の多数性（例えばクラウド・ファンディングの場合に顕著だろう）は帰属主体を分散させて、法定帰属の制度趣旨に矛盾する。②また、単なる出資者が映画の事業的な利用手段を有するとは限らないから、出資者に法定帰属を取って導いても利用利益の円滑な回収という法定帰属の制度趣旨は達成されない。③加えて、映画が制作費用の調達（支払い）を終え「制作費用の調達不調のリスク」が消滅した場合、その時点以降、著作権の創作者主義（著17条1項）に反する例外的な法定帰属が、正当化根拠を失いかねない。

法定帰属の趣旨は、制作費用を負担する者が当該費用を完成後の映画の利用利益によって円滑に回収することにより、企業活動としての映画製作を可能にする点にあると解される⁵⁾。原審・控訴審の判旨がいずれも採用する従来の裁判例の基準が、映画著作物の製作に関する「経済的な収入・支出の主体」と述べるように、法定帰属の主体は、映画著作物の制作費用の支出のみならず、完成映画の利用利益の実現を事業として行い、制作費用の回収（収入）も併せ行う者と解すべきだろう。

本件の場合には、本件映像（本件DVD）の複製と販売を事業として行うYのみが、その法定帰属の主体というべきだろう。この点で本件判旨の結論は支持できよう。従来の裁判例（前掲〔グッバイ・キャロル〕控訴審、前掲〔テレビCM原版〕）も、映画製作者を、完成前映画の制作費用の負担の観点から、単に映画製作費の「支出の主体」としてのみ捉えるのではなく、完成後の映画の経済的利用の観点から、映画の利用利益の「収入の主体」として捉えているものと解される。

●——注

- 1) 文部省『著作権制度審議会審議記録括（一）』著作権制度審議会答申説明書（昭和41年）63頁。
- 2) 映像表現の具体的作出とは異なる関与の観点から、映画著作者を肯定する裁判例として、東京地判平14・3・25判時1789号141頁〔宇宙戦艦ヤマト〕、知財高判平18・9・13判時1956号148頁〔グッバイ・キャロル〕等。
- 3) 加戸守行『著作権法逐条講義〔7訂新版〕』（著作権情報センター、2021年）45～46頁、中山信弘『著作権法〔第4版〕』（有斐閣、2023年）290頁。
- 4) 文部省・前掲注1）書64～65頁。
- 5) 文部省・前掲注1）書64頁。